

つくば市入札監視委員会
平成27年度第1回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成27年7月29日(水) 午後2時30分～	
	つくば市役所 庁舎5階 庁議室	
出席委員	入札監視委員 6名	
審議対象期間	平成26年10月1日 ～ 平成27年3月31日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	<p>1. 辞退者をできるだけ少なくするという観点からも、工期の設定をできるだけ工夫していただきたい。</p> <p>2. 次回からは、落札業者については、入札参加資格要件を全て満たしていると確認できるような資料を可能な限りで付けていただきたい。</p> <p>3. 地元要望が強かった場合には、それに関する記録が確認できるものを明示していただくことが望ましい。</p> <p>4. 仕様書の記載について、より具体的に記載するよう努力していただきたい。</p> <p>5. 入札参加資格要件の契約実績について、なるべく地方公共団体や独立行政法人との契約に限定しない方向、かつ、イベント規模の設定の仕方を工夫することで、もう少し枠を広げることを検討していただきたい。</p> <p>6. 低入札価格調査制度と最低制限価格制度がどちらも適用されない場合に、業務の質が確保できるような方法を検討していただきたい。</p>	
その他	次回会議は、平成28年1, 2月を予定とする。	

【事案1】 26市単道改第17号小沢地区道路改良舗装工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成26年12月24日
主管課	都市建設部 道路課 (【現】建設部 道路建設課)
種別	土木一式工事
入札者数	4者 (参加申請:8者)
予定価格	11,190,000円(税抜)
落札額	11,190,000円(税抜)
落札率	100.00%

質問・意見

回答・説明

辞退者が多かった理由として、どのようなことが考えられるか。

推測だが、入札参加申請はしたものの、現場条件や工事内容等を考慮して難しいと判断したこと、それから、工期がタイトであったため、業者としても年度末の多忙な時期ということもあり、辞退したのだと思われる。

もう少し前から入札契約手続を行っていたら、工期をもっと長く取ることができ、応札者が増えたのではないか。

設計金額による標準工期を算定してはいるが、今後は、現場の状況を加味した工期の設定について検討していきたい。

工期が2回も延長されている点に関して、工期の設定をもう少し工夫した方がよかったのではないか。

最低制限価格の計算方法は。

工事案件については、低入札価格調査制度と最低制限価格制度という2つの制度を採用している。予定価格1,500万円以上の案件については、低入札価格調査制度を適用しているが、この事案については、1,500万円未満であるため、最低制限価格制度を適用した。
国の中央公契連の最新モデルを採用して最低制限価格を定めており、その価格を下回る者は失格となる。
最低制限価格の計算方法については、市のホームページにも掲載してあるため、積算の知識があれば推計可能である。

低入札価格調査制度を適用した方がより安い価格でも落札できるのではないか。

1,500万円の前後で制度を分けているのは何か理由があるのか。

近年、建設業界の底上げやダンピング防止の観点から、ある程度の利益を確保すべきではないかという方向性である。

予定価格1,500万円未満の工事については、あまり企業力のない業者も参加するため、ある程度の落札価格を確保するために最低制限価格制度を適用している。

1,500万円以上の工事については、それなりに企業力のある業者が参加してくると思われるため、低入札価格調査制度を適用し、低入札価格調査をした上で、最低制限価格よりは少し下の価格でも落札できるようにしている。

<p>今回の失格者については、今まで土木一式工事を手がけた経験がない、又は、つくば市の入札に応札したことのないような業者だったのか。</p>	<p>失格者は、つくば市の入札で落札して工事を請け負った実績のある業者である。今回、失格となった入札価格は、最低制限価格と比較して僅差であったことから、最低制限価格の算出に一部相違があったのではないかと推測される。</p> <p>土木工事においては、県単価等が示されている材料が多いが、示されていないものについては、見積を取って積算している。見積の取り方が若干異なっていると、直接工事費に差が出るため、それに伴って最低制限価格の算出に差が出ると考えられる。</p>
<p>入札参加資格要件を満たしているかどうか業者別にチェックはしていないのか。</p>	<p>落札候補者についてのみ、事後に書類提出を求め、入札参加資格要件を満たすか否かについて審査をして落札者と決定している。</p> <p>事後審査の形を取っているのは、事前審査だと、参加申請した業者をすべて審査しなければならず、何百者も審査しなければならなくなってしまうためである。</p>
<p>落札候補者だけでも構わないが、入札参加資格を満たしているかどうか確認できるような書類を添付していただきたい。</p>	<p>添付することは可能である。 次回から添付したいと思う。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> <p>《建議》 辞退者をできるだけ少なくするという観点からも、工期の設定をできるだけ工夫していただきたい。 また、次回からは、落札業者については、入札参加資格要件を全て満たしていると確認できるような資料を可能な限りで付けていただきたい。</p>	

【事案2】 26市民ホールくさぎぎ舞台照明負荷設備改修工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成27年3月2日
主管課	市民部 荃崎交流センター
種別	電気工事
入札者数	6者（参加申請:7者）
予定価格	45,940,000円(税抜)
落札額	37,240,000円(税抜)
落札率	81.06%

質問・意見

回答・説明

本事案のように、予定価格が1,500万円以上の場合は、予定価格が非公開となっている。このことが、予定価格を超過した失格者を出す要因の1つとなったのではないか。予定価格を事後公表としているのはなぜか。

過去には、建設工事の予定価格はすべて事前公表で行っていたこともあるが、予定価格が示されていると、積算もしないで大体の価格で応札してくる業者もある。

業者自身がきちんと積算した価格で応札するように、国においても予定価格の事後公表を推進している。

県内では、まだ事前公表にしている自治体が多いが、つくば市の場合は、くじ引きが多い等の状況もあったため、ある程度金額の高い案件については、一定の積算能力があり、技術者もいる業者の参加を想定して、1,500万円以上を事後公表としている。

低入札価格調査制度については、直接工事費や共通仮設費など、それぞれの費目ごとに、市の積算の何%を切ると失格という考え方をとっているのか。

都道府県等で一般的に採用されているのは、直接工事費等の何%を下回ったら失格とするような運用である。

ただ、その運用方法では、事務が煩雑になりかねないため、つくば市においては、調査基準価格のトータルな金額に応じて80～90%の失格ラインを定めている。

この事案は、予定価格が非公開だが、最終的には、どの業者がどのような内訳で落札したかについては、公表されるのか。というのは、失格者が次回には失格しないために参考にしうる資料は何かあるのか。

予定価格は事後公表であり、調査基準価格や失格基準価格についても、契約後にその価格だけは公表している。

積算内容については、情報公開で対応している。

見積を取って積算している部分が多いようだ。市としての見積の取扱い方・基準等があったら教えていただきたい。

県土木部の積算では、材料等の見積の取り方についての基準がある。ただ、市の場合、業務が多岐に渡るため、土木部がそうだからといって、他の部署もすべて同じ基準でとは言い難い。担当部署に何も根拠がない場合には、土木部ではこういった基準があるというような話を各担当にしている。

<p>事案1については、似たような価格で失格になっている者が多かったが、この事案については、応札額にばらつきがあるようだ。</p>	<p>この事案については、事案1の土木工事と違い、使う材料が非常に多く細かいことが、ばらつきの一因となったと思われる。例えば土木の中でも舗装工事であれば、工種が非常に少ないため、最低制限価格ピッタリで札入れする業者が多くなる。 これに対して、電気工事や建築工事などについては、同一規格のものでも各メーカーで色々なものを出しているため、その中でどれを使うかによって、かなり価格にばらつきが出るのではないかと思う。</p>
<p>金額の大きな工事であるにも関わらず、入札参加資格要件で市内本店を条件としているが、その理由は。</p>	<p>一般競争入札の基本的な参加条件について、市の方針として、ある程度金額ごとに設定している。 競争により落札価格を下げるためには、本来は地域要件は付けるべきではないのかもしれないが、やはり地元企業育成の観点との兼ね合いもあり、電気工事については、予定価格5,000万円未満は市内本店業者を対象にする工事としている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案3】 26市単下維施第5-1号城山地区コミュニティプラント撤去工事

《 随意契約 》

見積期日	平成27年2月4日
主管課	上下水道部 下水道管理課
種別	とび・土工・コンクリート工事
見積者数	3者
予定価格	15,340,000円(税抜)
見積金額	13,300,000円(税抜)
比率	86.70%

質問・意見

回答・説明

地元の要望が強かったために不調後随意契約としたとのことだが、工期を2回延長している。その理由が、隣接地区住民に対する説明会の日程がなかなか付かなかったことによるとされているが、この点についてももう少し詳しく説明してもらいたい。
また、地元の要望が強かったにもかかわらず、なかなか工事が進まなかったのはなぜか。

工事の施工業者が決まったら、市と施工業者が打合せをした後に地元説明会を開くことになっている。
本事案に関しても、契約してすぐに地元説明会を開きたかったが、新築中の家が近くにあり、新築工事が完了して家屋調査が終わるまでは着手しないで欲しいという要望があった。
一方、近くには病气療養中の方がいて、解体中は施設に預けることになっていたため、早急に着手して欲しいという要望もあった。また、コミュニティプラントに隣接する家が外構工事を発注し、市の解体工事が終わるまで工事を待っていているという状況もあった。
以上のように、地元の要望が多岐にわたっていたため、その調整が容易ではなく、区会の方や当事者との打合せにかなりの日数がかかってしまった。

コミュニティプラントを順次解体するという計画があるようだが、今後も全て随意契約で行う予定なのか。

原則として、一般競争入札に諮って進めていく予定である。
ただし今回は、①地区の要望が特に強かったこと、②撤去工事前の家屋調査が一度不調になっている上に、③解体工事でも不調になってしまったことから、予定がどんどんと延びてしまっていた。こうした状況を踏まえ、随意契約によって早急に解決をはかろうとしたものである。

契約業者は、一般競争入札では参加申請しておきながら辞退している。一般競争入札での辞退業者を随意契約時の選定業者としたのはなぜか。

随意契約の業者選定をする際に、各とび・土工の業者に見積合せに参加してもらえるかどうか声かけをし、応じてくれた業者を順次選定していった。
本事案の契約業者は、他のコミュニティプラントを解体した実績のある業者である。発注時期の問題により一般競争入札を辞退したのであれば、随意契約に変更になり発注時期がずれた場合には、参加できる可能性もあるのではないかと考え、声かけをしたところ、応じてくれたものである。

<p>一般競争入札での応札者に声かけはしなかったのか。</p>	<p>もう少し価格が近かったならばもう一度声かけをしたが、入札価格と予定価格とはかなり開きがあったため、市が見積依頼をすると、業者は価格を下げざるを得ないのではないかと考えたことも考慮した。そこで、まず他業者から声かけをしたところ、結果的には、違う業者がこの見積価格を出してくれたため、やはり、敢えて予定価格超過の業者に声かけをしなくて良かったのではないかと考えている。</p>
<p>今後も、今回同様に工事がなかなか進まないケースが出てくることも考えられるが。</p>	<p>城山地区の前に宝陽台地区のコミュニティプラント撤去工事を行った。実際に着手しようとしたら、事前の家屋調査すら反対で解体も反対という方がいた。内容を丁寧に説明したら賛同してくれた。そういった経緯もあり、城山地区では工事に協力してくれてはいたが、様々な問題等があり調整に時間がかかった。このようなことがあるので、コミュニティプラントを所有している自治会の区長等を集めて、前もって区会の方で工事に協力してもらえるよう周知徹底をお願いする要望を出している。</p>
<p>一度入札不調になった時点で、再入札に諮らずに、地元要望が強かったという理由で随意契約に移行したとすれば、どのくらい地元の要望が強かったのかということを中心に説明していただきたい。あるいは、そうした要望に関する資料や、ある程度の数字等を示していただく必要がある。</p>	<p>会議資料には添付していなかったが、手持ち資料として、地元からどういった話が来たかなどは、メモ書き等で残してはいる。今後は、要望に関する記録を会議資料として提出したい。</p>
<p>《評価》 この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。</p> <p>《建議》 今後同じようなケースがあるかもしれないため、地元要望が強かった場合には、それに関する記録が確認できるものを明示していただくことが望ましい。</p>	

【事案4】 26循環交つくば市リサイクルセンター生活環境影響調査業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成26年11月25日
主管課	環境生活部 廃棄物対策課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	6者（参加申請:6者）
予定価格	11,660,000円(税抜)
落札額	9,020,000円(税抜)
落札率	77.36%

質問・意見

回答・説明

最低制限価格を下回ったため失格となった者が3者あるが、最低制限価格の算定方法は。	測量・建設コンサルタント関係についても、国等で示されている算定方法を採用している。その他原価・一般管理費等の何%を掛けて、トータル金額を算出し、それを下回ったら失格としている。
これからリサイクルセンターを作るに当たって、その判断材料とするための調査が本事案の業務委託内容であるのか。	そのとおりである。リサイクルセンターは、クリーンセンターの中に作る予定である。 廃棄物処理施設だけではなく、道路や空港等、周辺地域の環境に著しく影響を及ぼすような事業に関しては、生活環境影響調査が義務付けられている。
何か環境に影響が出るというような調査結果が出た場合に、それを防ぐための対策については、市が独自に考えるのか。	そのような結果が出れば、当然それをクリアするような対策を講じていくこととなる。
生活環境影響調査は、つくば市では頻繁に実施されているのか。	つくば市においては、それほど頻繁に行われているものではないと認識している。
入札参加資格要件として、「過去10年以内に生活環境影響調査業務の実績があること」とにしているが、契約実績については、つくば市との契約に限らないということか。	そのとおりである。
入札公告文に記載されている落札件数の制限について、わかりやすく説明願いたい。	本来であれば、企業力のある業者が落札するのは問題ないことではあるが、偏りをなくするために、落札制限を設けている。 測量・建設コンサルタントについては、同一開札日において、開札順に3件までは落札できるとしている。 過去には水道事業とそれ以外の事業について、別々に落札制限を設けていたが、現在は、水道事業とそれ以外の案件を合わせた落札制限としている。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案5】 26国補金田官衙遺跡保存用地境界測量業務委託

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

入札日	平成26年11月25日
主管課	教育委員会事務局 文化財課 (【現】教育局 文化財課)
種別	測量
入札者数	5者 (参加申請:5者)
予定価格	1,340,000円(税抜)
落札額	1,230,000円(税抜)
落札率	91.79%

質問・意見	回答・説明
遺跡保存用地の測量というと、通常の測量とは異なる専門的な技術が必要なのか。	本事案の場合は、公有化した土地の境界を測量するということであるため、道路等の境界測量と性質的に変わるものではない。
入札参加資格者を市内本店に限定しているのは、予定価格の金額によるものなのか。	そのとおりである。市内業者に優先的に入札に参加する権利を与えるため、予定価格1,000万円未満の測量・建設コンサルタントの案件については、市内本店の業者を対象にすることとしている。ただし、業務内容によって、専門性が必要とされる場合などは、枠を広げるなどの対応はしている。
入札参加資格についてだが、測定の精度を高めるためにも、測量士の配置を要件としなくてよいのか。	市においても、茨城県の測定の共通仕様書に準じており、その共通仕様書では、管理技術者は測量士の資格を有していなければならないこととされているため、敢えて公告文の入札参加資格要件にはしていない。
仕様書の委託業務内容のただし書きのところを詳しく説明していただきたい。	この史跡の保存用地として購入した土地は、現在区画整理事業が進行している土地であるが、まだ本換地になっておらず、仮換地の状況で土地を購入しているため、法的な杭が打てないという制限がある。一方で、土地の草刈りをしたりする必要や、何か事故が起こったりということも考えられる。また、国補事業として行っているため、会計検査の際に買った土地を明示する必要もある。よって、境界測量に準じた方法で杭を設置している。
今後は、どのように事業が展開していくのか。	現在は、整備用地ではなく、あくまで保存用地としての購入だが、将来的には、土地がまとまった段階で何らかの整備をすることを検討することになると思う。
具体的なビジョンはないということか。	現在のところは、まだない。 というのも、公有化が比較的長期に渡るということと、史跡の整備手法が日進月歩であるため、土地がまとまった段階で最善の方法を考えていくことになると思う。

<p>仕様書の記載に関してだが、見積もりに際してURからデータがもらえると記載されているのみである。さらに、どの程度もらえるかなどを具体的に明確化しないと、業者の見積額にも影響してくると思われる。今後は、できるだけ具体化した方がいいのではないか。</p>	<p>以後、気をつけていきたい。</p>
---	----------------------

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

《建議》

仕様書の記載について、より具体的に記載するよう努力していただきたい。

【事案6】 26科学モニュメント除幕式運営業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成26年12月24日
主管課	国際戦略総合特区推進部 科学技術振興課 〔現〕科学技術振興部 科学技術・特区推進課
種別	その他の役務
入札者数	1者（参加申請:1者）
予定価格	1,950,000円(税抜)
落札額	1,780,000円(税抜)
落札率	91.28%

質問・意見

回答・説明

入札参加資格の契約実績について、地方公共団体又は独立行政法人との契約に限定している理由は。	科学モニュメント整備事業として、ノーベル賞受賞者のモニュメントを中心に整備した。その完成記念式典には、来賓として、ノーベル賞受賞者をはじめとしてVIPがたくさん訪れる。そのため、同じようなイベント実績がある業者に運営を委託するのがよいと判断した。
契約実績を地方公共団体や独立行政法人との契約に限定しない方が、民間での運営経験がある市内業者を育成していくという観点からは適切ではないか。	入札参加資格要件として市内に本店があることを設定したうえで、同資格要件を満たすと想定される業者を調べたところ、十分競争性は担保されると判断した。
契約実績を民間まで広げるのは良いことだが、民間のイベントにはピンからキリまでであるのではないかと思う。 イベント規模の設定の仕方を工夫して、民間まで広げることができるならやっていただけたらと思う。	検討していきたい。
業者の方からすると、イベントの実績があっても資格を満たしているのかわからないため、入札に参加しなかったことも考えられる。 もう少し具体的に契約実績を設定していたら、参加しやすかったのではないか。	入札参加資格の設定については、市が考えていることを文章にするのは非常に難しい。 市が想定するような業者という観点であれば、より詳しい記載が必要だと思う。また、資格設定が曖昧な故に参加してくる業者がいることもある。それらを念頭においた検討が必要だと思う。
役務の案件については、最低制限価格は設けないようだが、今後、役務に関しても最低制限価格制度を設ける予定はないのか。	どのパーセンテージが適切かというのは、なかなか決め難い状況もあり、現在のところは、役務については最低制限価格制度を定めていないが、今後は検討していきたい。 ただ、物品に関しては、製品の購入であるため、きちんと規格に合ったものであればいいということもあり、今後も最低制限価格を設けない予定である。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

《建議》

入札参加資格要件の契約実績について、なるべく地方公共団体や独立行政法人との契約に限定しない方向、かつ、イベント規模の設定の仕方を工夫することで、もう少し枠を広げることを検討していただきたい。

【事案7】 27桜総合体育館外7施設警備業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成27年3月5日
主管課	都市建設部 都市施設課 (【現】建設部 公園・施設課)
種別	警備
入札者数	2者 (参加申請:3者)
予定価格	2,110,000円(税抜き)
落札額	960,000円(税抜き)
落札率	45.50%

質問・意見

回答・説明

落札業者は、昨年度も落札したのか。	平成22年度から当課で体育施設を管轄するようになったが、今回の落札業者がずっと継続して警備業務を請け負っている。
昨年度までと同じ業者であるにもかかわらず、今年、業者が努力して半値になったということか。	機械警備も落札業者のものが既存で付いているし、継続して業務を行っているという観点から、他業者より安く、また昨年度よりも安く応札できたのだと思う。
入札参加資格の事後審査を経て、落札者と決定したとのことなので、担当部署としては、事後にきちんと審査して、十分この金額でも業務が継続できると判断したということか。	事後審査というのは、落札候補者に対して、きちんと納税しているか等を調査することであり、業務が遂行できるかどうかの審査ではない。
業務の実施体制はどのようになっているのか。	警備の方法については、基本的に機械警備がメインだが、併せて、警備時間の中で1日1回程度各施設を巡回する形を取っている。
来年度の見積は、今年の契約金額が前提となるのか。	単年度契約であるため、来年度については、また改めて見積を取ることになる。
この価格でセキュリティが確保されるなら異論はないが、低入札価格調査制度や最低制限価格制度が適用されない案件で、落札率が低い時に、業務の質をどう確保していくかについてはどのように考えているか。	予定価格の何%の価格又は人件費分だけは確保する等についても、場合によっては今後検討しなければならないのかもしれない。 きちんと業務を行っているか否かについては、毎日警備をしている中で、もし何か不都合があれば、当然その都度契約業者に聞き取り等の調査は行うし、それで改善されない場合は、契約解除等の方法もある。そういった面では、品質の確保はできるのではないかと考えている。
役務についても、できるだけ最低制限価格等を設けた方がいいのではないか。 やはり、適正な価格で受注するのが本来の姿だと思うので、検討いただければと思う。	今後検討していきたい。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

《建議》

この事案については問題ないと思うが、低入札価格調査制度と最低制限価格制度がどちらも適用されない場合に、業務の質が確保できる方法について検討していただきたい。